

企業長の職務代理者を定める規程

〔昭和 59 年 6 月 19 日〕
規 程 第 1 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日規程第 1 号

地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）第 152 条第 2 項の規定による企業長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則

この規程は、昭和 59 年 6 月 19 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。